

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年12月23日 11時05分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市岩屋港北東方沖 岩屋港北防波堤東灯台から真方位042° 1,370m付近 (概位 北緯34° 36.0′ 東経135° 01.9′)
事故の概要	プレジャーボート ^{フリーダム} Freedomは、漂流中、また、プレジャーボート ^{マリンホープ} MARINE HOPEは、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成31年1月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート Freedom、5トン未満（長さ8.20m） 260-42275兵庫、株式会社高砂コンピューターサービス B プレジャーボート MARINE HOPE、3.5トン 230-52523兵庫、新都市再生株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	A 軽傷 2人（船長A及び同乗者） B なし
損傷	A 右舷中央部外板に亀裂等 B 船首部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮流 西北西流約2.2ノット（kn）
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首を北東方に向けて主機を中立運転とし、漂流中、船長Aが、右舷正横1,000m付近に接近するB船を認めたが、B船が漂流中のA船を避けると思い、B船の動向を見ていたところ、30m付近にまでB船が接近し、衝突の危険を感じてクラッチレバーを前進に操作したものの、B船と衝突した。 船長A及びA船の同乗者は、頸椎捻挫 ^{けい} を負った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣り場を移動する目的で、約17ノットの対地速力で北西進中、船首が浮上して船首方に死角が生じている状況下、船長Bが、プレジャーボート等を見掛けたことがない海域なので、周囲に他船はいないと思い、操縦席に腰を掛けて操船を行っていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、漂流中、船長Aが、B船が漂流中のA船を避けると思い、漂流を続けたことから、接近するB船に危険を感じ、クラッチレバー

	<p>を前進に操作したものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北西進中、船長Bが、船首が浮上して船首方に死角が生じている状況下、プレジャーボート等を見掛けたことがない海域なので、周囲に他船はいないと思い、操縦席に腰を掛けて航行を続けたことから、前路で漂流中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂流中、B船が北西進中、船長Aが、B船が漂流中のA船を避けると思い、漂流を続け、また、船長Bが、船首が浮上して船首方に死角が生じている状況下、周囲に他船はいないと思い、操縦席に腰を掛けて航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首方に死角が生じている場合は、速力を抑え、操縦席から立ち上がって操船するなどして船首死角を補う見張りを行うこと。 ・ プレジャーボート等を見掛けたことのない海域であっても、他船はいないと思わず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 漂流中においても、自船に接近する他船に対しては、予断を持たず、適切な時機に有効な音響による信号を使用して注意喚起を行うとともに、船体を移動させるなどして早期に衝突を避けるための措置を採ること。